

大 豊 町 の 概 要

位 置	東經133度37分	北緯33度56分
面 積	320.54平方杆	東西 32杆
	南北 28杆	部落數 86
人 口	10,035	男 4,792 女 5,243
世帶數	3,450(10月末日現在住民基本台帳調)	



昭和 55 年 11 月 25 日 発行

全 世 帶 配 布

編 集 館 報 大 豊 編 集 委 員 会
発 行 大 豊 町 中 央 公 民 館
印 刷 高 知 印 刷 株 式 会 社

国の重要文化財指定へ

民俗資料館の民具

文化庁の調査始まる

います。実施された調査は、一点一点を香月先生の作成した図面、台帳と厳しくチェックする方法で行われた。担当職員ともにお手伝いし四日間に渡り約七百五十点の調査が終了いたしました。一万余点の中から指定が予定されているのは約二千数百点で全部完了するにはさらに二回の調査が必要です。

町民の皆さんの御協力により集められた一万余点の
 して第一回の調査が実施さ
 れたものです。今後引続き
 作業を進め、遅くとも五十
 六年度中には指定の運びに

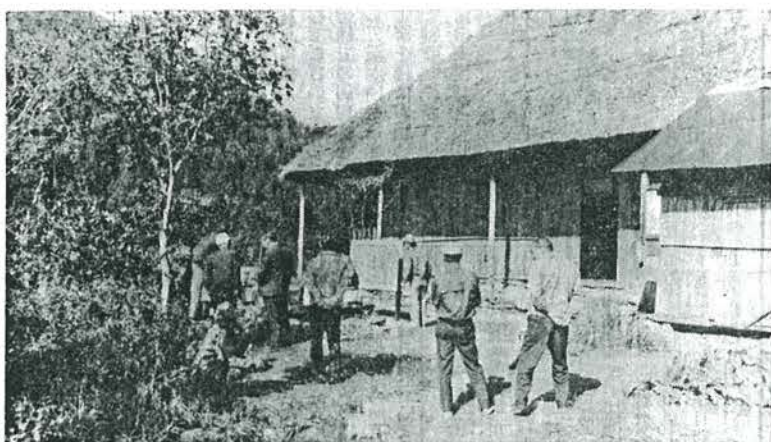
立川番所(御殿)

い
よ
い
よ
修復開始

整理、分類、整図作を委託し準備を進めて来たところですが、その整理作業がある程度進んだため、今回文化庁文化財保護部主任調査官、木下忠調査官をお迎え、国の重要文化財立川番所（御殿）は、去る九月の台風十三号の被害により屋根の一部に大きな穴があき、早期の修復開始が地元保存会からも強く要望され、町長自から上京し文化庁に早急な対応を陳情して来たところですが、去る十月二十一日文化庁建造物課伊原調元工事のためある素屋根工事、屋根用の茅の保管場所予定の建築等が実施される予定です。



民具を調査する木下調査官(右はし)



番所を調査する伊原調査官一行

国勢調査の結果判明

大豊町の人口 9,410人 世帯数 3,280

あります。即ち、現在八十六政区画としての集落八十六地区に区長制を設けて住民自治活動の拠点をなしておりますが大は一五〇世帯で四〇〇名を有するものから、小は八世帯二八名の部落までその構成するところは多種多様であります。然しながら現在でも二〇世帯以下で五〇名以下の部落が一部落あります。仮にこれ等の部落を零細集落と呼ばせてもらいますと、この零細集落では昔からの慣習でありまして冠婚葬祭が単独で行い難い状況となっております。また、補助事業導入の際の受益者負担等もその受益戸数に反比例して増大しましたので、増々事業導入が困難となり、集落の活性化が低落に向かうのであります。現在の十一部落の零細集落は、先程申しま	しては各方面で論議されていきますので割愛させていただきますまして幼年人口について考えてみたいと思ひます。
以下で五〇名以下の部落が一部落あります。仮にこれ等の部落を零細集落と呼ばせてもらいますと、この零細集落では昔からの慣習でありまして冠婚葬祭が単独で行い難い状況となっております。また、補助事業導入の際の受益者負担等もその受益戸数に反比例して増大しましたので、増々事業導入が困難となり、集落の活性化が低落に向かうのであります。現在の十一部落の零細集落は、先程申しま	幼年人口を現在の公施設設面で考察してみたいと思ひます。この幼年人口を、中学生七八名、小学生一五六名、保育児五二名と単純計算で割り出して考えてみますと、中学校が仮に町内二校に整理統合された場合でも、一校当たり三四名しか在学しないことになりました。一学年平均十一名位が同級生ということです。小学校でみますと、これは通学時間や通学距離的に制約がありますので、仮
以下で五〇名以下の部落が一部落あります。仮にこれ等の部落を零細集落と呼ばせてもらいますと、この零細集落では昔からの慣習でありまして冠婚葬祭が単独で行い難い状況となっております。また、補助事業導入の際の受益者負担等もその受益戸数に反比例して増大しましたので、増々事業導入が困難となり、集落の活性化が低落に向かうのであります。現在の十一部落の零細集落は、先程申しま	幼年人口を現在の公施設設面で考察してみたいと思ひます。この幼年人口を、中学生七八名、小学生一五六名、保育児五二名と単純計算で割り出して考えてみますと、中学校が仮に町内二校に整理統合された場合でも、一校当たり三四名しか在学しないことになりました。一学年平均十一名位が同級生ということです。小学校でみますと、これは通学時間や通学距離的に制約がありますので、仮
以下で五〇名以下の部落が一部落あります。仮にこれ等の部落を零細集落と呼ばせてもらいますと、この零細集落では昔からの慣習でありまして冠婚葬祭が単独で行い難い状況となっております。また、補助事業導入の際の受益者負担等もその受益戸数に反比例して増大しましたので、増々事業導入が困難となり、集落の活性化が低落に向かうのであります。現在の十一部落の零細集落は、先程申しま	幼年人口を現在の公施設設面で考察してみたいと思ひます。この幼年人口を、中学生七八名、小学生一五六名、保育児五二名と単純計算で割り出して考えてみますと、中学校が仮に町内二校に整理統合された場合でも、一校当たり三四名しか在学しないことになりました。一学年平均十一名位が同級生ということです。小学校でみますと、これは通学時間や通学距離的に制約がありますので、仮

いう受け身の行政であり、消防行政を余儀なくされたのはなかつたのでしょうか。理由はいろいろあるのかと思います。成程本町の基幹産業であります農林業につきましても、積極的に各種の事業が大胆に導入されましたが、それなりに効果はありましたが、農政の目まぐるしい変転にうろたえ、材価の低迷に生産意欲を減退させておりますことも事実でありますし、とても現代経済の確立を目指しても現在経済社会は、多くの外的要因によって左右されるのも事実であります。本年度も国・県の資金が多額にわたって導入されておりますが、この貴重な財源が、真に大豊町の人口衰退をくい止める施策に縦横に駆使できない現行制度を再考してみる必要もあらうか。

就業施策の推進をも、独り大豊町のみでは期し得ない複雑な社会構造を今こそ打破すべきタイムリミットがきているのではないでしようか。

私達住民、一人一人が、「限りなき前進」を旗印として、これまで持ってきた短絡的な小異は捨てて、攻めて攻めて攻めまくるという積極行政を念頭に入れたる未来の本町の命運を標的として大同団結して立ち向かう転機ではなからうかと思ひます。

大豊町民が永遠にしあわせに生活がエンジョイできるユートピアが確立できることを期して、今こそ燃えたるアタタク精神を一人一人が持ちながら立ち向かう最後のチャンスではないでらうかと考へるものであります。

(完)

人口からみる

過疎の実態

(ある会における資料より)

行政課長 鎌倉 宏

今日は時間的な制約がありますので、人口問題に就いて問題提起をしてみたいと存じます。本町は昨年現在の住民数は、一〇、八三八名でありまして、この内十五歳以上六十四歳未満のいわゆる就労可能人口は、七、一六名となっております。六十五歳以上の老年者が二、三％に当たる者、三八四名であります。十四歳以下の幼年人口は一、三二八名で約十二％であります。

この大豊町の人口が今後十五年でどのように変化するか、集落や児童生徒数にどのような影響があるのかを考えてみたいと思います。本町の人口構成は、このままの状態が続けば二十八％減少して七、八〇三名となるでしょう。そして就労可能人口は四、八三七名となり、男子就労可能人口は三、四〇六名が二、一八八名と実に一、二七八名が減少することが試算されるのであります。一家の中心を形成する成人男子について、もこれだけの減少が予想されるのであります。この影響は集落の存続にも大きな

した将来人口で類推して見ますと、当然集落の機能を喪失して、消滅の運命にあると言わざるを得ません。また、この消滅集落以外に実は二六部落が零細集落に転落するのであります。八六部落の四三％に当たる三七部落が何等かの形を残しながらも部落自治機能を失ってしまふのであります。

若年者は総数で比較しますと、現在は二、三％の二、三八四名が二、〇八名と三、〇三名が減少しますが、人口構成比では実に二八％を占めることとなります。

いう大きな社会問題を提起し、国・県の諸施策の実施にもかかわらず、今後長期にわたって私達の郷土の存亡をもつて深刻な問題を提起しておることをご理解願いたいからであります。

本町は過疎化現象の到来と共に国・県と一体となって過疎対策事業の名のもとに死にも狂いで施策を強力に推し進めてきました。然しながら残ったものは何であったのでしょうか。過疎対策の名のもとに、他の公共団体が既に社会進展と共に整備してきた事業を、

の原点を見直すことができたといいことであります。本町が長年にわたり住民の血と汗の結晶である税金を投資して整備し、また今後整備して行かなければならない公共施設の効率化のために、やは活用を図るためには、やはり適正規模の人口構成を目指す施策が必要であるといふことであります。如何にして産業構造の変革をなし遂げて行くかということが本町の栄枯盛衰を左右するものであります。第二次産業への就業改善施策、第三次産業へ向けての地域社会

に現在の〇校で一五六名の在校児童数を単純考察してみますと、一校当たり一五名ないし一六名となり、一学年平均二・六名と大半が複式学級ということになります。また、保育児につきましては現在ある季節保育所は除外して考えても一保育所に年長組六名、年少組六名の十二名が平均保育児数となるのであります。

これ等の数字を挙げてまいりましたのは、戦後の荒廃から驚異的な復興がなされ、高度経済成長が都市の繁栄、過密、地方の過疎と

かと思えます。即ち、例えば住民の生活様式の変化に伴って行なわなければならない生活道路の開設は、過疎化の如何に拘らず行政需要として開設を圖らなければならないのであります。過疎対策の一環としてしか対処できない腹立たしさを解決してこそ其の過疎対策が効果を表わすのではないでしようか。

今回の人口類推試算にしましては、改めて、改めて強く認識を持ったことは、他でもない人口構造の大変革を目指すという過疎対策

小林委員は再任



教育委員就任に際しまして一言ご挨拶申上ます。

久保斉委員の任期満了に伴り十月一日付で就任いたしました。

この度はからずも、私事なう後任として御推挙を賜

大豊町農業委員会

都築弘身

農業者年金制度は、農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）に基づく制度で、次の事業を行なうことによって、国民年金の給付とあひまつて農業者の老後における生活の安定と福祉の向上に資するとともに、農業経営主の若返りと農業経営規模の拡大を促進し、農業経営の近代化と農地保有の合理化に寄与しようとするものです。

（一）加入の資格

農業者年金者事業
農業者年金者事業
農地等購入し売渡し
及び農地等の取得資金
の貸付け事業

農業者年金基金は、その業務の一部を市町村農業委員会及び農業協同組合等の農業団体に委託して行なっています。

一、農業者年金事業について

に区分されているが、加入するに次の資格要件を備えていることが必要です。

① 共通加入資格要件

② 国民年金の被保険者

③ 60歳に達する月の前月までの被保険者期間等が20年以上となる者（制度発足当初は、資格期間短縮措置があり、年令に応じ五十九年）

④ 昭和四十六年一月一日現在五十五歳をこえない

(一)加入の資格
当然加入者と任意加入者
現在五十五歳をこえない者

加入者種類	資 格 要 件
当然加入者	農業経営主 自己名義の農地等の経営面積：50アール以上
任意加入者	農業経営主 ①自己名義の農地等の経営面積：30アール以上50アール未満 ②一定の方法により算定された年間労働時間：700時間以上
後 継 者	①自己名義の農地等の経営面積50アール以上の直系卑属のうち一人について当該経営主が指定した者 ②農業従事経験：三年以上

ました。前任の久保委員さんは、温厚篤実、人格識見ともに秀れた立派な委員さんでした。それがその後を受け継いだ私は文字通りの浅学非才その上口下手で老令等何一つ取り得のない者でその上教育に関する知識も乏しく全くその器でもありませんがお受けした以上その責任の重大さに誠心誠意事に致す所存でございますので町民の皆様方の御理解と御声援として温かい御指導御鞭撻御叱声を特にお願ひ申上まして簡単でございますが、就任の御挨拶と致します。

四給 付

(1) 経営移譲年金
① 給付される場合
切保險料を納付した期間等が二年以上である人(年令から五年以上一九九一年に短縮されている)が、六〇歳になるまでに経営移譲したときは、六〇歳に達した日(六〇歳の誕生日の前日の)の属する月の翌月から、また六〇歳から六五歳になるまでの間に経営移譲をしたときは、その移譲が終了した日(経営移譲終了日の)の属する月の翌月から、それぞれ支給されます。

(イ) 経営移譲の要件としては、農地等の権利を処分し

(二)脱退する場合
農業者年金からの脱退には、本人の意思に關係なく当然に脱退する当然脱退と、本人の希望によつて脱退する任意脱退とがありま
す。

のちょうど一年前の日（この日を基準日とす）現在で、自作地と小作地（借入地）を合わせて自分名義の農地等の面積が30アール以上ある人が、基準日以降一年間に買い入れたり、戻つ

任意脱退		当然脱退	脱退の種類
申出脱退	承認脱退 (基金の承認をうける)		
自己名義の農地等が50アール未満のとき	①市街化区域、都市施設区域外の農地等が50アール未満のとき ②病気、けがにより農業の継続が困難なとき	①国民年金の脱退(被用者年金に加へ、死亡、60歳に到達したとき等) ②経営移譲 ③農業の廃止 ④生産法人構成員の場合に常時従事する構成員でなくなつたとき又は法人が農地等につき行なう農業を廃止したとき ⑤後継者の場合に後継者指定者が後継者加入の場合に農地等を移譲しないで農業を廃止したとき	脱退の事由(要件)

(3) 前納保険料 一年分を前納するとき		(2) 特定保険料 三五才未満である等、一定の要件に該当する後継者が納付する保険料の額は三〇％程度軽減されています。		(1) 保険料の種類 昭和五五年 一月〜二月
		(4) 時効 保険料は、収納期限日の翌日から起算して二年を経過すると時効が完成し、その後は、納付することができません。		
三ヶ月ごとに納付する保険料(月額)		通常保険料 特定保険料	三、九七〇円 二、八三〇円	

てきた農地等も含めて、適業経営から引退することによって格な後継者や適格な第三者にその権利を処分して、農格な後継者の相手と方法は、次のとおりです。

[illegible]

②年金額
次の算式により算定されますが、六五歳以後は、その額が1/2の額になります。
$$2,600円 \times \left\{ \text{原簿料納付済期間の月数} + \frac{240\text{月} - \text{保険者期間の月数}}{3} \right\} \times 1.207$$

(物面スライド改定率)
(注) この額は昭和54年7月からのものであり昭和55年7月から改正され4,566円程度引き上げられる。

① 給付される場合 次のいずれかに該当する人に、65歳から支給れます。 ① 経営移譲年金の受給権者		② 年金額 次の算式により算定されます。 650円×(保険料納付済期間の月数)×1.207(物価スライプ改定率) (注) この額は昭和55年7月からのものであり昭和55年7月から改正され、56%程度引き上げられる。		
(3) 年金額の例 (月額、昭和55年7月1日現在)		③ 65歳までに経営移譲を する者 ④ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑤ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑥ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑦ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑧ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑨ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑩ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑪ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑫ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑬ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑭ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑮ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑯ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑰ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑱ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑲ 65歳までに経営移譲を しない者 ⑳ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉑ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉒ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉓ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉔ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉕ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉖ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉗ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉘ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉙ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉚ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉛ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉜ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉝ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉞ 65歳までに経営移譲を しない者 ㉟ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊱ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊲ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊳ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊴ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊵ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊶ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊷ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊸ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊹ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊺ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊻ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊼ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊽ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊾ 65歳までに経営移譲を しない者 ㊿ 65歳までに経営移譲を しない者		
種類	保険料納付済期間	5年	10年	20年
六〇歳	経営移譲年金	三一、三八三	四一、八四二	六二、七六六

六五歳	經營移讓年金	三、一四一	四、一八三	六、二七五
農業者 老令年金	三、九二五	七、八四二	一五、六九一	
國民年金 (附加年金)	一、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	
國民年金 (老令年金)	三一、七〇〇 (一五年)	三六、八五〇 (二〇年)	五〇、四〇〇 (三〇年)	
計	三九、七六六 (三六、六二五)	五〇、七七五 (四六、五九二)	七六、〇九一 (七〇、三六六)	

二、離農給付金支給事業について 次のすべてに該当する経営移譲を行なった場合に支給されます。

(1) 適格な第三者に、一定の要件を備えた経営移譲を行なったとき。

(注) 第三者……① 離農者の直系卑属でないこと② 農業年金者の被保険者、農業者年金基金、農地保有合理化法人等経営移譲……③ 所有権若しくは使用収益権の設定(10年以上の期間)

(2) 基準の自作地が30アール以上であること(市街地区域内にある自作地を除く)。

(三) 支給額

一時金として六二万が支給されます。以上が二事業についてのあらましですが、詳細については、農業に従事経験があり、一定の要件に該当する人。

(55年5月16日から対象者の拡大が行なわれました。)

(二)支給の要件

委員会事務局又は農業協同組合担当者にお問ひ合わせください。委託業務は次の通りです。

農 業 委 員 会 ① 農協から送付をうけた年金事業諸届の受理、記載内容の事実の確認及び基金への送付 ② 離農給付金支給申請書、農地等譲渡（買入）申込書及び農地等買入資金借受申込書等の受理、記載内容の事実の確認及び基金への送付 ③ その他	農 業 協 同 組 合 ① 年金事業諸届の受理及び農業委員会（又は基金）への送付 ② 保険料の収納、納付督促及び基金への送金 ③ その他
---	--

高知放送のテレビが
57 チャンネルで
映ります。

西峰地区で
高知放送のテレビが

57 チャンネルで

映ります。

